

「実務対応報告公開草案第 36 号（実務対応報告第 5 号の改正）」
「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 1）（案）」
に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- ・実務対応報告公開草案第 36 号（実務対応報告第 5 号の改正案）「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 1）（案）」（平成 23 年 2 月 4 日公表）

2. コメント募集期間

平成 23 年 2 月 4 日～平成 23 年 3 月 1 日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

改正実務対応報告第 5 号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 1）」（平成 23 年 3 月 18 日）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団体名
CL01	新日本有限責任監査法人
CL02	（社）日本経済団体連合会 経済基盤本部
CL03	あらた監査法人 アカウンティング・サポート部
CL04	日本公認会計士協会

5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応案

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。

「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。

また、以下の「コメントの概要」には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
総論		
1) 本公開草案の方向性に賛成	本改正案は、連結納税会社間で連結法人税の個別帰属額の授受を行わない場合の個別財務諸表における会計処理について明確化したものであり、財務諸表作成者の実務に資するものと考えられる。よって、本公開草案を支持する。	本公開草案の方向性を支持する意見である。
2) 本公開草案に対する意見	決算実務を行う財務諸表作成者が判断に迷わないよう、明確な指針を作成するように願いたい。 また、様々な意見が存在することから、公開草案は、当面の取扱いであると思われるので、財務諸表の利用者等からの意見を踏まえ、財務諸表の明瞭性その他の観点も考慮した上で、必要があれば見直すことについて継続的に検討をしてほしい。	改正の必要性の有無については、適切に判断する。
債務免除に係る損益の認識時点		
3) 債務免除に係る損益の認識時点に賛成	<p>連結納税会社間で連結法人税の個別帰属額の授受を行わない場合の個別財務諸表における会計処理について、債務免除に係る損益を意思表示の時点で認識するものとした公開草案の定めは、授受を行わない実態を財務諸表に適切に表現することとなり、また、税金費用の計上と同一期に債務免除の影響を反映することができるため、その考え方に賛成する。</p> <p>連結納税会社間で連結法人税個別帰属額の精算を行わないことに関する意思決定が決算日前になされているのであれば、連結法人税費用（連結法人税個別帰属額）の発生に期間対応させて債務免除取引を認識することが合理的であり経済的実態に合致しているため、公開草案に同意する。</p>	本公開草案の方向性を支持する意見である。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>連結納税会社間で連結法人税の個別帰属額の授受を行わない場合、連結法人税の個別帰属額に係る未収入金を計上する連結納税会社（連結納税親会社又は連結納税子会社）が、当該個別帰属額に係る未払金を計上する連結納税会社に対し、その支払いを免除する決定を行い、相手方に意思表示を行ったときに、当該未収入金と当該未払金の消滅を認識する処理については同意する。</p>	
債務免除に係る損益の表示区分		
<p>4) 債務免除に係る損益の表示区分に賛成</p>	<p>連結納税会社間で連結法人税の個別帰属額の授受を行わない場合の個別財務諸表における会計処理について、債務免除に係る損益は、あくまでも親子会社間の取引により計上されるものであるため、債務免除に係る損益を営業外損益又は特別損益を区分で表示するものとした公開草案の定めに賛成する。</p>	<p>本公開草案の方向性を支持する意見である。</p>
<p>5) さらに検討のうえ、明確にすることが必要</p>	<p>連結法人税個別帰属額の授受を行わない場合の債務免除に係る損失及び利益を、法人税の区分において、法人税、住民税及び事業税と別に表示することが適切だと考えられる。ただし、公開草案で提案される取扱いも一定の合理性を認めることができ、いずれの方法を採用するとしても、その方法が周知されることにより合理的な会計処理として広く受け入れられるものと考えられるため、さらに検討のうえ、取扱いを明確にされたい。</p>	<p>個別帰属額の授受を行わないとの意思決定は、国や地方公共団体との関係から発生したものでなく、親子会社関係に起因するものと考え、営業外費用（収益）又は特別損失（利益）に計上することが適切と考えたものである。</p>
<p>6) 債務免除に係る損益の表示区分に反対</p>	<p>個別帰属額の授受を行わない意思決定を行ったことによる増減を示すものと考えられるため、同じ法人税等の区分で表示することが適切であると考えられる。授受を行わない意思表示を行った税金費用を法人税等の区分で計上し、同時にその戻し分を税引前当期純利益に含めることは税引前当期純利益を歪めることになるため、債務免除に係る損失と利益の計上については、営業外費用（収益）又は特別損失（利益）として計上するのではなく、法人税等の区分において、法人税、住民税及び事業税の後に適切な科目をもって表示することが必要と考える。</p>	